【資料４】

こどもの意見聴取について　～今年度の取組～

墨田区こども条例では、**区はこどもが自分の意見を表明しやすい環境づくりを行うこと**、そして**様々な状況にあって意見を表明することが難しいこどもについても十分配慮すること**としている。

そのためには、当事者であるこどもの意見を聴く機会の確保及び、意見を聴取する仕組の構築が必要である。また、こどもが安心して自分の考えや気持ちを表現できるよう、年齢や発達段階に応じた適切な環境を整えるとともに、様々な状況にあるこどもについて配慮したうえで多様な聴取方法を検討すべきである。

○　今年度の取組

今年度は、こどもわくわくフェスティバルやこどもの学び応援事業等でこどもの意見を聴く機会を設けるとともに、こどもの意見聴取の仕組みづくりの検討のために、以下の取組を行っている。

〇ワークショップの実施

小学生、中学生、高校生を対象として、「どうしたら意見を言いやすくなるか」をテーマとしたワークショップを実施

〇ヒアリングの実施

意見を表明することが難しいこどもの‘声なき声’を聴き取るための取組として、配慮を必要とするこども（不登校のこども、障害のあるこども、外国籍のこども）の保護者や教職員を対象としたヒアリングを実施